

「BIZTREK給与」を
ご使用のお客様へ

株式会社マーベルコンピュータ
〒673-0041 兵庫県明石市西明石南町1-10-13
TEL.078-923-5536, FAX.078-922-6627
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前3-1-27-901
TEL.03-5786-3347, FAX.03-5786-3348

平成31年3月分(4月納付分)～ 健康保険料率・介護保険料率改定のお知らせ

このたび、平成31年3月1日(4月納付分)より、協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）の健康保険料率・介護保険料率が改定されます。

これに伴い、「BIZTREK給与」におきまして、下記作業が必要になりますので、お知らせ致します。

- (1) 「健保/厚生年金料額表」(その他メニュー)の「料率の変更」ならびに「社員への適用」
- (2) 「賞与基本情報」(賞与メニュー)の「賞与健康保険料率の変更」

次ページの手順にそって操作をお願いいたします。

この説明書では、協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）兵庫支部の料率に基づいて説明しておりますが、料率は各都道府県によって異なりますので、各支部から通知された料率を設定してください。

【兵庫県の料率の場合】

平成31年2月分(3月納付分)まで 給与・賞与の 10.10%	健康保険料率 →	給与・賞与の 10.14%	健康保険 保険料率 一般 101.40 /1000 介護保険該当者 118.70 /1000
平成31年2月分(3月納付分)まで 給与・賞与の 1.57%	介護保険料率 →	給与・賞与の 1.73%	

「健康保険料率」が「10.14%」の場合は、「一般」の欄に「101.40」と入力します。

※料率は都道府県支部により異なります。

「健康保険料率」と「介護保険料率」の合計(千分率)を「介護保険該当者」の欄に入力します。(例)「健康保険料率」が「10.14%」、「介護保険料率」が「1.73%」の場合、合計「11.87%」になるので、「介護保険該当者」欄には「118.7」と入力します。

なお、組合管掌の健康保険に加入されている場合は、本人負担の2倍の率を設定して運用してください。

ご不明な点がございましたら、03-5786-3347 または 078-923-5536 までお問い合わせ下さい。よろしくお願い致します。

【作業時期と手順】

{1} 「その他」メニューの「健保/厚生年金料額表」の再計算と、社員への適用

◆時期 3月の給与計算の後、**4月の給与計算の前**

通常、3月分の保険料は4月支給分給与から控除しますので、給与計算上で実際にこれらの改定を行う時期は、4月になります。3月の給与計算後、**4月の給与計算の前に**、料額表の再計算と社員への適用処理を行って下さい。(例外的に、3月分の保険料を3月支給分給与から控除している場合は、2月の給与計算後、3月の給与計算の前に行ってください。)

1 給与データのバックアップコピー (複製)

作業中のトラブルに備え、作業前に給与データのバックアップコピーをとってください。

2 新料率の入力、再計算

1) 「その他」メニューから、「健保/厚生年金料額表」を選択します。

2) 健保/厚生年金料額表が画面に表示されます。画面上部の健康保険の「一般」(上段)と「介護保険該当者」(下段)の料率をそれぞれ変更します。(「**介護保険該当者**」の欄には、**健康保険料率+介護保険料率の合計(千分率)**を入力します。)※**料率は各都道府県によって異なります**。左図は、兵庫支部の例です。

料額表の端数について：この表の保険料は、被保険者負担分です。被保険者負担分に円未満の端数がある場合は、「事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。」(協会けんぽ)となっています。

3) 「**保険料再計算**」ボタンをクリックしますと、新しい料率に基づいた保険料額表に書き変わります。「賞与の保険料にも給与と同じ率を設定しますか」のメッセージが表示されましたら「はい」をクリックします。

3 社員への適用

4) 画面上部の「**料額適用**」ボタンをクリックします。
5) 選択画面で、**上の方のラジオボタン(社員情報に登録されている等級を元に、料額表の標準報酬月額、保険料を適用する)**をクリックして、「適用」ボタンをクリックします。処理がすみましたら、「終了」します。

この処理により、社員情報に登録されている健康保険・介護保険の保険料が、新料額表の料額に自動的に書き変わります。社員情報を開いて、ご確認ください。

↓旧料額表 ↓新料額表

料率は都道府県毎に違います。兵庫県の場合、一般が[101.4/1000]、介護該当が、[118.7/1000]です。介護該当欄の数字の一部が隠れる場合がありますが計算に支障ありません。(この場合、←→をクリックして表示させ確認してください。)

標準報酬月額	以上	未満	健康保険料	介護保険料
58,000	63,000	63,000	2,941	3,448
68,000	73,000	73,000	3,448	4,036
78,000	83,000	83,000	3,955	4,629
88,000	93,000	93,000	4,462	5,223
98,000	103,000	103,000	4,969	5,816
104,000	107,000	107,000	5,273	6,172
110,000	114,000	114,000	5,577	6,528
118,000	122,000	122,000	5,983	7,003
126,000	130,000	130,000	6,388	7,478
134,000	138,000	138,000	6,794	7,953
142,000	146,000	146,000	7,199	8,428
150,000	155,000	155,000	7,605	8,902
160,000	165,000	165,000	8,112	9,496
170,000	175,000	175,000	8,619	10,089
180,000	185,000	185,000	9,126	10,683
190,000	195,000	195,000	9,633	11,276

保険料再計算により、この部分が書き変わります。(新しい料額表と一致しているかご確認ください。)

念のため、健康保険の「4」等級の右隣が、厚生年金の「1」等級になっていることをご確認ください。

{2} 「賞与基本情報」から、給与体系別に、保険料率の変更。

◆時期 即日～遅くとも、31年3月以降、最初の賞与入力の前迄

●{1}の操作で、賞与の保険料率も同時に新料率に書き変わっているはずですが、念のため下記の操作を行って確認してください。

※「1」「2」「3」の順に登録してください。

1.共通項目登録

2.給与体系別項目登録

3.項目総合計の名称登録

給与体系一貫	名称	件数
001	総務部	4
002	営業部	
003	パート	
004	業務	

1) 「賞与」メニューから、「賞与基本情報」を選択します。
2) 次に、「2.給与体系別項目登録」を選び、登録へ ボタンをクリックします。
※スタンダード版では、「2.賞与ユーザー設定項目登録」を選び、4)へ進みます。

3) 給与体系一覧から給与体系を一件ずつダブルクリックします。

4) 健康保険料率の、「一般」と「介護保険該当者」欄の率を、それぞれ確認し、もし違っていたら訂正します。

5) 登録ボタン をクリックします。
※スタンダード版では、2)の画面に戻るなので、そのまま終了します。

6) 一覧画面に戻るなので、他の給与体系も全部同じように確認します。全部確認し終えたら、終了します。

料率は都道府県毎に違います。下図は兵庫県の場合の設定例です。

賞与健康保険料率

一般 101.40 /1000

介護保険該当者 118.70 /1000

賞与厚生年金保険料率 183.00 /1000

賞与厚生年金基金保険料率 0.00 /1000